

JIS

UDC 622.625.15

M 6511

鉦山軌道用分岐器類

JIS M 6511-1962

(2001 確認)

(2007 確認)

昭和37年8月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

鉱山部会 鉱山軌道用分岐器類専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	中野 実	早稲田大学理工学部
	種田 徹郎	通商産業省石炭局炭業課
	大木 恒	通商産業省鉱山局鉱業課
	川本 宗生	通商産業省鉱山保安局石炭課
	飛田 一夫	通商産業省鉱山保安局鉱山課
	安原 武彦	通商産業省重工業局製鉄課
	長沢 武	工業技術院標準部材料規格課
	鈴木 俊夫	資源技術試験所第6部
	田中 隆一郎	日本規格協会
	木下 勝蔵	国鉄構造物設計事務所
	大和久 重雄	鉄道技術研究所金属材料研究室
	三宅 次郎	三井鉱山株式会社
	榎 卓治	三菱鉱山株式会社
	後藤 西夫	明治鉱業株式会社
	林 明敏	北海道炭礦汽船株式会社
	福永 葆光	太平洋炭鉱株式会社
	山田 泰輔	日本石炭協会
	吉村 譲二	三井金属鉱業株式会社
	中川 重信	三菱金属鉱業株式会社
	吉川 幸男	日本鉱業株式会社
	小林 一男	古河鉱業株式会社
	石黒 元夫	住友金属鉱山株式会社
	鹿井 恵暎	日本鉱業協会
	古賀 晴人	三菱造船株式会社
	山本 真之助	日立金属工業株式会社
	高森 恒男	株式会社日立製作所
	太田 吉幸	日本産業車輛協会
	鹿島 省吾	岩崎レール株式会社
	郡 勇	大同製鋼株式会社
	藤代 栄太郎	株式会社岡本ポイント製作所
	立見 長吉	山本発条分軌株式会社
	山本 正義	鉄道機器株式会社富山工場
(事務局)	小田 肇	工業技術院標準部材料規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和37.8.1 確認：平成2.7.1

官報公示：平成2.7.17

原案作成協力者：日本石炭協会

審議部会：日本工業標準調査会 鉱山部会（部会長 青山 秀三郎）

審議専門委員会：鉱山軌道用分岐器類専門委員会（委員長 中野 実）

この規格についての意見または質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉱山軌道用分岐器類

M 6511-1962

(1990 確認)

Points and Crossings for Mine Steel Tub and Locomotive

1. 総則

1.1 適用範囲 この規格は、鉱山などにおいてレールの種類 15 kg, 22 kg, 30 kg, 軌間 610 mm に使用する分岐器類について規定する。

1.2 種類および番数

1.2.1 分岐器類の種類は、片開キ分岐器、両開キ分岐器の2種類とする。

1.2.2 分岐器類番数は、それに使用されるテッサの番数による。

1.2.3 テッサの番数およびそれに対するテッサ角は、表1のとおりとする。

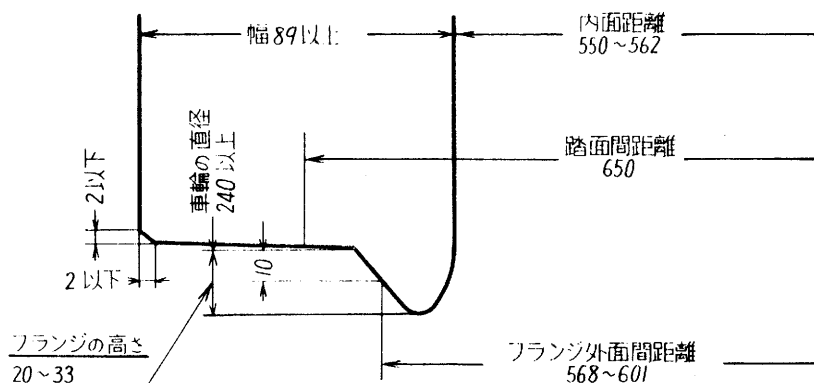
表 1

番 数	テッサ角	番 数	テッサ角
3	19° 04'	6	9° 32'
3.5	16° 20'	7	8° 10'
4	14° 18'	8	7° 09'
5	11° 26'		

備 考 4番以上のテッサ角は JIS E 1301 (分岐器類の番数) により、3番、3.5番のテッサ角は、それぞれ6番、7番の2倍とした。

1.3 車輪の寸法 この規格による分岐器類の設計基準となる車輪の寸法は、つぎの値とする。

単位 mm



1.4 分岐器類の保守限度 この規格による分岐器類の設計基準となる分岐器類の保守限度は、表2の値とする。

表 2

単位 mm

最大鉛直摩耗量			軌 間		テッサ鼻端レールと 護輪レールとの間隔
30 kg	22 kg	15 kg	(テッサ部)		
11	9	7	+ 5	- 3	576 ~ 584

(1)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。